

(別添2)

## 事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 長野市中央保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</li> <li>■ 2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</li> <li>■ 3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</li> <li>■ 4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。</li> <li>■ 5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</li> </ul>	・「長野市保育理念」と「教育・保育の基本方針」を基に、園の保育目標「よく食べ よく遊ぶ子ども」「優しく 思いやりのある子ども」を定め全体的な計画を立案し具体的な保育に取り組んでいる。全体的な計画は地域の特性や家庭状況を考慮して、全職員で検討し、編成を行っている。また、全体的な計画に基づいた各年齢別の指導計画があり、年間目標と4期に分けた「ねらい」「内容」などを細かく具体的に記載し、年間指導計画、月案、週日案の作成に繋げ、日々の保育で実践している。保育理念や園目標などは事務室や各クラスに掲示をし、本年より本格的に導入された「保育業務支援システム」で配信される「園だより」に月のねらいを記載し、保護者に周知している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</li> <li>■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</li> <li>■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</li> <li>■ 9 内装等には、木材を利用している。</li> <li>■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</li> <li>■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</li> <li>■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</li> </ul>	<p>・「保育環境マニュアル」に沿って室内環境をチェックし、快適に過ごせるよう配慮している。各クラス毎に温湿度計を設置しエアコンやヒーター、加湿器などを使用し温湿度調整を行い、明るさにも配慮している。室内の整理、声の音量や言葉数にも配慮し子どもの発達の妨げとならないよう刺激の精選に努めている。新型コロナ禍のため、サーキュレーターの使用、小まめな換気を行い、食事は間隔を開けたり机に衝立を設置し、また、午睡も寝る向きを同じにする等配慮をしている。毎日、遊具の点検、玩具・棚などの消毒も行い、安全と利用しやすい生活空間を作り、また、安全点検表、寝具の衛生チェック表、食品衛生自主点検表等、マニュアルに沿って安全や衛生管理に努め、子どもの発達や遊びに応じ、遊具や環境なども整えている。毎日の掃除とトイレ・水回りは環境チェック表で確認をし清潔に保たれている。昭和52年に建設された園舎は老朽化が進んでいるが、耐震工事を行うなど設備の改善を施している。廊下はテラス型で直接外気に触れるので、防風雪シートを取り付け寒さ対策を行っている。保育室は活動を行う場所とジョイントマット・畳・ござ・カーペットなどを敷いた落ち着いて過ごせる場所に分け、心地よく過ごせるように環境を整えている。また、食事と午睡の場所も分けている。2歳児も使用する幼児用トイレはスムーズに出入りができるように矢印で動線を示し、安全に配慮し、トイレ入口にはマットを敷き、パーテーションで囲い子どもの着替えの場所も確保している。</p>
			② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</li> <li>■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</li> <li>■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</li> <li>■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</li> <li>■ 17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</li> <li>■ 18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</li> </ul>	<p>・保護者記入の「家庭の調べ」などを基に個別懇談を行い、情報を収集し、一人ひとりの発達や発育状況を把握し、個別支援計画を作成し発育に合わせた保育を行っている。子どもたちの気持ちや思いを受け止め、共感をしながら、寄り添った言葉がけを心掛けている。気持ちを言葉で表せない子どもには、視覚支援を用いて、見て理解しやすく安心できる環境を整え、表情、身振りや手振りなどから思いを汲み取り代弁をし、気持ちを受け止め信頼に繋がるような関わりをしている。また、気持ちがコントロールできない子どもに対しては、担任や加配保育士、特別支援教育・保育コーディネーターなどが寄り添い、穏やかに温かく接している。「言葉のマニュアル」での園内研修もを行い、職員会議でも事例を話し合い、声の大きさや話し方に配慮した言葉がけをし、目線に合わせて話すことで子どもに伝わりやすくしている。子どもの表情、仕草、行動にも目を向け、気持ちや欲求を受け止めることで信頼関係を築いている。否定的な言葉は使わず、肯定的な言葉を使い、穏やかに気持ちに寄りそって子どもの思いを受け止め、一人ひとりの欲求に応えつつ安心して自分の気持ちを表現できるようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</li> <li>■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</li> <li>■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</li> <li>■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</li> <li>■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</li> </ul>	<p>・一人ひとりの発達を把握しながら、適切な援助を行っている。また、一人ひとりの生活リズムを尊重しながら、登園後から戸外遊び、散歩、運動遊びを行い、おなかを空かせて食事をとることで、おいしく食べる環境を作り、安心して午睡できるようにしている。クラスの入口や手洗い場、廊下などに絵や矢印で表示をし生活習慣が視覚から理解できるように工夫している。食育月間では食べ物と体について知らせたり、水回りの壁にうがいの仕方や手の洗い方を図示し、感染症流行時の手拭きは紙タオルを使用し、子ども達への理解を促している。家庭と協力し、出来ることは見守りながら、食事、排泄、睡眠、着脱、清潔等は繰り返し身に付けられるように声を掛け、意欲や達成感が持てるように援助を行っている。基本的な習慣の大切さを楽しく理解できるよう絵本や紙芝居などの教材を使い伝えたり、歌などで手洗いの仕方を覚えたりと基本的な生活習慣の大切さを一緒に考え身につくように働きかけている。子ども自身が考えて自分からやってみようとしている時は、時間がかかっても見守りながら、自信が持てるように援助を行い、自分で「できた」という自信や達成感、満足感に繋げていくようにしている。家庭での生活、睡眠の状態などを考慮しつつ子どもの体調を常に把握し、一人ひとりの状態に合わせた活動、休息、水分補給をこまめに取るようにし、体調の良くない時には室内で過ごす等の配慮を行い、様子により布団を出し、横になったりゆったりと過ごせるように仕切りを使うなど配慮している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</li> <li>■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</li> <li>■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</li> <li>■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</li> <li>■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</li> <li>■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</li> <li>■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</li> <li>■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</li> <li>■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</li> </ul>	<p>・未満児は3クラス、幼児も3クラスと各年齢別クラス保育を行い、年齢・発達に応じて好きな遊びができるよう環境を整え、適切な保育を行っている。園庭が2ヶ所あり、遊具や砂遊び、花壇などが配置され、異年齢とも関わり遊べる小さな庭と、また、鬼ごっこ・ボール遊び・体操などの体を十分に動かして遊ぶことができる大きな庭があり使い分けをしている。毎日の活動の中で、友達に親しみを持ったり、友達と協力して活動したり、トラブルを経験して友達と折り合いをつけたりする等、その場に応じた援助を保育士が行っており、年長児は夏祭りの準備、当番活動、掃除等を行う中で、友達との協力関係やルールの大切さを育てている。当園では「やまほいく(信州自然型保育)」の認定を受けており、戸外活動を多く取り入れることで自然とのふれあいを大切にしている。園庭には大きな樹木はないが、子どもたちが身近に自然とふれられる畑や花壇、プランター、雑草地(かっぱはらっぱ)などがあり、たくさんの野菜や花を植え、子どもたちが遊びに取り入れ、栽培や収穫体験ができるように環境を整え、親子で送迎時の会話が増えるきっかけ作りにもなるようにしている。かっぱはらっぱには散歩で捕まえてきた虫などを逃がし、降園時には親子での会話に繋がっている。当園としてのお散歩マップがあり、コロナ禍で地域との触れ合いが難しい中、公園、神社、小学校、駅などに出かけ、交通ルールを学び、自然に親しんだり地域の人々と交流しお散歩バックに見つけた物を嬉しそうに持ち帰ってくることも多いという。更に、駅、郵便局、図書館、小学校など近隣の公共施設とも交流を行い、社会体験が得られるように工夫している。年長児は地域の伝統ある獅子舞について地域の方から教えていただき、獅子舞を保育に取り入れ、友達と協力して獅子頭を制作し、夏祭りで発表を行った。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</p> <p>■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。</p> <p>■ 36 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。</p> <p>■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</p> <p>■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</p> <p>■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</p>	<p>・0歳児のみのクラスとなっており、「教育・保育の手引き」「未満児保育マニュアル」「未満児給食の手引き」に基づき、環境づくりをし、月齢に合わせた個別支援計画を作成し、一人ひとりの発達に応じた保育を行っている。なるべく特定の保育士が関わり、喃語や表情から気持ちをくみ取り応答的な関わりを持ち、家庭的で安心して過ごせるようにおんぶや抱っこ、抱きしめたりとスキンシップをたくさん取り、愛着関係を築くようにしている。保育室にはカーベットが敷かれ、ゆったりと過ごすことができ、手作りのパーテーションで食事、午睡、遊びの場を区切り、棚の角にはガードを付け、安全で快適な環境を作っている。また、眠い時はいつでも眠れるようベッドやラックを用意したり、生理的欲求が満たされるように配慮している。子どもの興味や関心が持てる玩具を用意し、音の出る玩具や発達に合わせた手作り玩具を用意している。また、ベビーカーや抱っこ、おんぶで外気浴をしたり、テラスでハイハイをしたり、外の砂場で砂に触れたりし、外気にふれるようにもしている。一人ひとりの発育に合わせ、離乳食の提供や午前寝を取り入れている。離乳食については、給食担当者、保護者と相談しながら情報を共有し、一人ひとりに合わせ無理なく進め、子どもの口の動きに合わせてタイミングよく口に運んだり、食べつかみがしやすいように皿の向きを傾けたりするなど、発達過程に応じた援助をしている。連絡帳や送迎時などに家庭と園の様子を細かく伝え合い、信頼関係を築き成長を共に喜び合っている。</p>
			<p>⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。</p> <p>■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。</p> <p>■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。</p> <p>■ 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。</p> <p>■ 44 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。</p> <p>■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。</p> <p>■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。</p>	<p>・1歳児クラス、2歳児クラスともに1クラスずつとなっており、「未満児保育マニュアル」「未満児保育の一日」「未満児給食の手引き」などに基づき、一人ひとりの発育状況を把握し個別支援計画を作成し、保育を行っている。一人ひとりと丁寧に関わり、園生活の流れの中で手順の予想がつき、自分なりに工夫し自分でやってみたいという自発的な気持ちを受け止め、安全に配慮しながら遊びの様子を見守り、自我の育ちを大切にしている。また、保育士と一緒に遊びながら、子ども同士が関わって遊べるように援助を行い、達成感や満足感が持てるようにしている。好きな遊びのコーナーを作り、玩具や絵本などを自由に出し入れして遊べる環境を整え自分から遊べるように工夫しており、異年齢児とは散歩や遊びで交流を持っている。園庭で年上児の遊びを真似したり、年下児をかわいがったりする姿が見られ、自然な形で異年齢交流が行われており、模倣遊びや見立て遊びを通して友達とのつながりを深めている。友達とのトラブル時には互いの気持ちを受け止め、気持ちの代弁をし、わかりやすく関わり方を伝えるようにしている。保育士以外の大人（調理員、保護者、実習生、地域の方々など）とふれあう機会を設け人間関係についても幅を広げるようにしている。保護者とは連絡帳や送迎時に連絡を密に行い連携を図っている。今年から本格的に導入された「保育業務支援システム」を有効活用し、園周辺に散歩に出かけたり、自然とのふれあいを楽しんだり、地域の方と交流したりしている園での活動をドキュメンテーションとして保護者に配信し共有化を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</li> </ul>	<p>・3歳児、4歳児、5歳児はそれぞれ1クラスずつとなっている。「全体的な計画」に沿い年齢別に「年間指導計画」を作成し、保育のねらい、内容を考え活動を行っている。3歳児については自分の気持ちが伝えられ安心して過ごすことができ、イラストやシールなど使い視覚から身の回りのことができるように環境を整え、ままごとやブロックなどコーナーを作ったり、戸外でも自由に遊べるようにし、「月のねらい」に沿って基本的習慣が身につくように丁寧に対応している。4歳児については友達との関わりを大切にし見守りながら、鬼ごっこやドッジボールなどの集団遊びを通してルールを学び、協力して活動出来るように援助し、また、自分の考えや気づきを認め、自己発揮ができるようにしている。5歳児については自分の考えや思いを伝えながら、自分たちで遊びを考え、友達と協力して活動を行い、友達の良い点を認め合い友達関係が深まるように援助を行っている。更に、小学校就学に向けて、幼保小連絡会、アプローチャリキュラム、要録などで小学校と連携を図っている。新型コロナ禍であるが、職員の話し合いのもと活動計画を立て、連携を取りながら、異年齢活動を行っている。保護者懇談等でも子どもの日頃の様子を伝え、「保育業務支援システム」でも保護者に活動内容を配信している。</p>
			⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</li> <li>■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</li> <li>■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</li> <li>■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</li> <li>■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</li> <li>■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・園舎へ入るには段差があるので、必要に応じてスロープの設置や補助用具のレンタルなど体制を整えている。園舎内はバリアフリー化していないが、職員が死角となる箇所に工夫をし、職員が援助している。発達に支援が必要な子どもについては今年から導入された「保育業務支援システム」の中の「発達記録」でその子の発達状況を把握し具体的な保育方法についてカンファレンスを行い、共育を念頭に置きながら個別支援計画を作成し、自己発揮できるように一人ひとりの状態に合わせた支援を行っている。また、保護者とも小まめに連絡を取り合い、園の様子を伝え、不安や心配事を聞きながら情報交換を行い支援を行っている。発達に支援が必要な子どもの担任の中から代表者が障害児教育・保育リーダー育成研修会に参加し、職員会で報告をし情報を共有している。また、特別支援に特化した講師による研修に職員が参加し、その学びを園内研修として全職員に周知し、統一した援助方法が出来るように工夫し、保育の質の向上につなげている。特別支援教育・保育コーディネーターが中心となって園内研修を行い、知識や技術を学び、共通理解を図っている。加配保育士はコーディネーターに相談、助言を受けながら支援計画を立案し、環境整備や援助の方法を考え、子ども同士の関わりの中で、他の子どもと共に成長できるように支援している。更に、特別保育支援ファイルを作成し、日々の保育ポイントや支援方法を記録し保育を行っている。発達に支援が必要な子どもについては「にこにこ園訪問」を受け、市の発達相談員・保健師などに相談し、指導を受けている。保護者には「こども総合支援センターだより」などで研修会のお知らせをし、希望者には相談の機会を設けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p> <p>■ 62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>■ 63 子どもが在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>	<p>・市としての「時間外保育マニュアル」があり、全体的な計画に時間外保育の欄を設け、保育内容や配慮事項について連続性のある計画を作成し、異年齢保育を行っている。幼児と未満児を分け、保育室にはカーペットやござを敷き、ブロック、あやとり、パズルなど室内でコーナー分けをし、子どもによってやりたい遊びが違ふことから職員は仲立ちをし、楽しく、ゆったり過ごせるよう環境を整えている。子どもの園での生活時間が長いことから全体に留意し、発散、集中、リラックスなど静と動のバランスや調和を図るようにしている。また、子どもの姿をよく把握し、淋しい思いや不安がある子どもにはスキンシップを取りながらゆったりと接し、家庭的で安心して過ごせるようにしている。子どもの年齢や人数に合わせて職員の配置を柔軟に行い、利用する子どもが多い時には保育室を複数用意し少人数で過ごせるようにしている。引継ぎは口頭だけでなく昼間の様子を担任がメモなどを使い、連絡漏れがないように確実にしている。また、内容によっては担任が保護者には直接様子を伝えている。時間外の子どもの状況については時間外連絡ノートで通常保育の担任に伝えている。</p>
			<p>⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a	<p>■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</p> <p>■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</p> <p>■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</p>	<p>・幼保小連携会議で年間計画が立案され、年長児が多く通う予定の通明小学校とアプローチカリキュラムを作成し連携を図りながら保育をしている。また、幼保小連携会議において合同研修会が開催され、ブロックごとに担当園の公開保育、小学校の公開授業などもあり、就学を見通した小学校との連携を行っている。例年であれば、就学先との「幼保小連絡会」は感染状況を見ながら、対面式または電話、書面での伝達になっている。「地域発達支援会議」でも子どもの様子などを伝えているが、コロナ禍のため最近ZOOMでの開催となっている。また、年長児は一日入学、来入児検診、通明小学校学区内の3保育園交流の一環として小学校訪問の機会があり小学校生活を知る機会がある。新型コロナ禍の中で交流や行事参加が制限されている中、秋には年長児が学校訪問をし小学校児童と交流する予定が立てられており小学校入学への期待を膨らませている。更に、小学校の先生が来園し子どもの様子を見る機会があり、年長児担任と意見交換し連携を図っている。児童保育要録については年長児担任が園長、主任と相談して作成し、小学校へ引き継ぐようにしている。保護者には来入児保護者会があり、就学後の流れを知る機会が設けられている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
A	1	(3) 健康管理	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	■ 71	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	<p>・公立保育園としての「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「家庭の調べ」「緊急連絡カード」や保護者との個別懇談会などで健康状態を把握している。「保健マニュアル」に基づき保健計画を作成し、身体測定、歯科検診、内科検診、視力検査、毎月の体重測定を実施し、日頃の身体の様子を把握し発育や発達に適した生活を送る指標とし、職員間で確認している。測定、検診結果は「保育業務支援システム」の健康記録に入力し保護者にも配信している。歯科検診・内科検診は年2回、体重測定は毎月、身長測定は年2回、胸囲・頭囲測定は年2回、視力測定と尿検査を4・5歳児に年1回行っている。看護師が常勤しているので、体調悪化や怪我が起こった時は「事故・怪我対応マニュアル」に基づき園長に報告し直ぐに対応し、保護者にも速やかに連絡を行い、帰園後も状態の確認を行っている。感染症が発生した場合は園長が「保育業務支援システム」で保護者に知らせ、注意喚起を促し、「感染症発生状況」も配信し周知している。合わせて「入園のしおり」や「保育業務支援システム」で「園だより」や「保健だより」などを配信し健康に関する取り組みや情報を提供している。新型コロナ対策として、登園時には「健康カード」の提出や手洗い消毒（食事の前、トイレの後、外遊びの後等にはハンドソープで手洗いをし）、換気、密集を避けるなど環境を整えている。「未満児の保育マニュアル」に沿ったSIDS（乳幼児突然死症候群）の研修を行い、未満児は5分間隔、幼児は30分間隔で午睡チェックを行い、チェック表に記録している。保護者には防止の取り組みをおたより、懇談会で情報提供し、ポスターを掲示し注意を促している。</p>
			■ 72		子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。		
■ 73	子どもの保健に関する計画を作成している。						
■ 74	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。						
■ 75	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。						
■ 76	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。						
■ 77	職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。						
■ 78	保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。						
			② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	■ 79	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	<p>・内科健診・歯科検診をそれぞれ年2回行い、指導計画の保健・健康に関する部分（生命の保持、健康、食育等）に反映し、それに基づいて保育を行っている。健診結果は記録され、職員会や回覧で周知を図っている。また、健診結果は保護者に「保育業務支援システム」で配信し、必要に応じて受診を勧めている。年1回、外部歯科衛生士を招き幼児対象に歯の大切さ、歯の磨き方の指導を受け、日々の歯磨き時には職員が仕上げを丁寧に行い虫歯予防に努めている。</p>
■ 80	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。						
■ 81	家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。						



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</li> <li>■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</li> <li>■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・アレルギー対象者には「厚生労働省のガイドライン」や「アレルギー対応の特別食の提供時の手順」を基に食事の提供を行っている。年度初めに全職員でアレルギー児の状態、情報について研修を行い、また、配慮が必要な子どもの担当職員がアレルギー研修に参加し、園内研修も行い、職員は共通理解をしている。除去食提供について保護者と栄養士、給食担当者、園長、保育士で入園前に面談をし、医師の指示書を基に確認している。保護者に毎月の献立表を確認していただき、食品チェック表に記入し安全な食事を提供している。食事の提供時には調理担当者、担任、主任（園長）でダブルチェックをし、トレーやプレートを使用し、保育室でも他児と机を分けるなど注意をして提供している。職員は担当クラスを対象とする子どもがいない時にも除去食を提供する日には事務室の掲示や回覧を見て確認している。アレルギーについて幼児にはわかりやすく説明し、未満児については保護者に説明をし理解を得ている。</p>
		(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</li> <li>■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</li> <li>■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</li> <li>■ 91 食器の材質や形などに配慮している。</li> <li>■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</li> <li>■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</li> <li>■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</li> <li>■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</li> </ul>	<p>・「よく食べ、よく遊ぶ子ども」を園目標に掲げ、全体的な計画や年間指導計画、月案で食に関する年齢別の具体的な援助方法について計画し、個別支援計画に食事の形態や量等の一人ひとりの発育に合わせた内容等も組み込み実施している。戸外で体を動かして遊びこみ空腹感を感じ、楽しく、美味しく食事が出来るようにしている。また、食べられる量や苦手な食べ物を把握し配膳し、決して無理はさせず少しでも食べられれば誉めて、自信へと繋げている。毎月8日を「野菜の日」、19日を「食育の日」として野菜などの食材に触れたり、食事のマナーなど話し、興味や関心が持てる活動を行っている。「食育の日」には年長児の食育ボードから栄養素を知る取り組みなどが実施されている。市共通の献立は1ヶ月に2度同じメニューが出ることで、目と味にもなれる工夫がされている。感染予防のため、机の上にお互いの顔が見えるように手作りのパーテーションをし、ゆったりと温かな雰囲気になるように黙食の中でも言葉がけをしている。未満児については「食事調査票」を基に保護者と調理員が話し合うと共に提供を行い、「未満児給食の手引き」等に沿い調理法や量に配慮し、毎月給食会議を開き援助している。園庭の脇の畑や花壇には子どもの希望により、さつまいも、ズッキーニ、ナス、トマト、人参、キュウリ、キャベツ、イチゴ等各種の野菜を栽培し成長の観察や収穫を楽しみ、給食にも取り入れ関心を高めている。「園だより」「食育だより」を「保育業務支援システム」で配信し、献立表や食育の取り組みを知らせたりレシピを紹介している。毎日の食事サンプルを事務室前に用意して内容を伝えている。6月の食育月間では食育についての寸劇を保育士が行い、給食室の見学などを楽しみながら「食」について興味・関心が持てるようにし、また、「早寝早起き朝ごはん」をテーマに保護者からアンケートを取り結果をフィードバックし食育に活かしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</li> <li>■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</li> <li>■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものである。</li> <li>■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</li> <li>■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。</li> <li>■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</li> <li>■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</li> <li>■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</li> </ul>	<p>・子どもの発育、発達に合わせ調理し食の提供を行っている。離乳食は家庭の状況、発育に応じて保護者、担任、調理員とよく相談をし無理のないように形状、量を考慮し進めている。子どもの食べる量、好き嫌いを把握し配膳し、無理をさせず完食出来れば自信と満足感が持てるように援助を行っている。市保育・幼稚園課の栄養士を始めとした献立検討委員会が季節感のある献立を立てており、郷土食(おやき、やしょうま、にらせんべいなど)や行事食(クリスマス、正月、節分、ひな祭りなど)を取り入れ、地域や行事の食文化を伝えている。食材は県内産、国産を使い、季節に合った野菜や果物を取り入れ、子ども達が育てた野菜も給食に取り入れている。新型コロナウイルス禍の中、園長や調理員は子どもと一緒に食事はできないが、食べている様子を見たり、担任が調理員に子どもの食事の様子や残食を伝え、残食については献立日誌に記録し献立の反省に活かしている。給食職員は保健マニュアルや衛生管理チェック表に基づいて衛生管理を行い保育・幼稚園課に報告している。</p>
	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</li> <li>■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</li> <li>■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。</li> <li>■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。</li> <li>■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。</li> <li>■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。</li> <li>■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。</li> <li>■ 112 相談内容を適切に記録している。</li> <li>■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。</li> </ul>	<p>・登降園時、園長、主任どちらかが園舎入口に立ち保護者に挨拶や声掛けを行い、できるだけ丁寧に対応できるように心掛け、困っていること、悩んでいることなどを相談できるようにしている。担任も子どもの様子を具体的に伝えながらコミュニケーションを図り信頼関係を築くようにしている。時間外保育を利用する保護者も多く、仕事を持つ保護者の気持ちに寄り添いつつ、子どもの成長と一緒に喜び合えるようにしている。個別懇談の他、4月の園だよりに「いつでも相談ください」と記載し、常に相談に応じる体制を整えている。「相談、意見、苦情対応マニュアル」があり、相談・意見・苦情受付記録簿も整備し、秘密を守り適切に保管している。直接職員にあった相談事についてはその内容を記録し、園長や主任に報告し助言を受け、必要に応じて職員会で話し合い共有を図り、園全体で支援に努めている。</p>
			② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</li> <li>■ 115 虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</li> <li>■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</li> <li>■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</li> <li>■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</li> <li>■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</li> <li>■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</li> </ul>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</li> <li>■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</li> <li>■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</li> <li>■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</li> <li>■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</li> <li>■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</li> </ul>	<p>・月案、週日案で日々の保育を振り返り「自らの保育」について自己評価を行い、また、年間指導計画についても振り返り、次年度、次月、次週へ繋げ、保育士として主体的に保育実践の改善や専門性の向上に努めている。更に、職員会議、幼児会議、未満児会議でも保育の実践の報告と振り返りを行い、年度末には子どもの姿を職員間で確認しながら次年度の全体的な計画の立案に反映させている。園長や主任は月案、週日案にコメントを記し、保育の質の向上や保育士の励みに繋げている。保育園全体として年2回実施する保護者アンケートの結果を踏まえながら子ども達へ適切な保育ができていくか、温かい保育ができていくか等、課題を見つけその解決に向けて園内研修や面談を実施している。年2回、福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に準じた職員の自己評価もを行い、園全体の評価に繋げると共に、職員会議で検討し、次年度の事業計画に反映させたり、保育の実践に活かしている。職員は自己研鑽のため、決められた内部研修・市職員研修だけでなく、自主的に外部のオンライン研修などに参加し専門性の向上に努めている。今年度においては第三者評価を受審し、結果を保護者に報告するとともに、全体的な計画に反映させ、利用者満足度を更に高められるよう保育の質の向上に取り組む予定である。</p>